

## 消費者法と憲法

### 第 3 回 消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ

2018 年 5 月 24 日 松本哲治（同志社大学）

#### 一、課題

→「消費者法分野におけるルール形成の在り方等についての検討事項（案）」

- ・消費者委員会で消費者契約法や特定商取引法などの専門調査会（審議会）において法制度を検討する議論の中で、委員から「法規制によって事業者の営業活動を萎縮させるのは望ましくない」という趣旨の意見が多くみられる。
- ・今後、消費者法の具体的な制度を検討するにあたり視点の一つとして、契約自由の原則（財産権）や営業の自由と消費者の権利の関係性を整理することが有益。
- ・具体的には、
  - ①消費者保護を目的とする立法が事業者の営業の自由や契約自由の原則（財産権）を侵害するものとして違憲となりうるか
  - ②消費者保護を目的とする立法を私人間効力の問題として議論することができるか
  - ③私人間効力として事業者と消費者の利益衡量を行う場合、要素としてどのようなことが考えられるか

#### 二、消費者契約法の規定の合憲性に関する判例

##### 1. 最二小判平成 18 年 11 月 27 日判タ 1232 号 82 頁

- ・入学金、授業料等の返還義務等について判断した同日付の第二小法廷判決のうち、憲法判断を含むもの。
- ・消費者契約法 9 条 1 号が、同法 2 条 3 項に規定する消費者契約について、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、その額が同法 9 条 1 号に定める額を超えるものは、当該超える部分を無効と定めていることの合憲性が問題となった。
- ・判示
  - ・財産権に対する規制が憲法 29 条 2 項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して判断すべきものである（最高裁平成 14 年 2 月 13 日大法廷判決・民集 56 卷 2 号 331 頁〔証券取引法事件〕）。
  - ・このような規定を定める必要性について考えると、消費者と事業者との間には、その有する情報の質及び量並びに交渉力の格差が構造的に存在し、消費者と事業者との間に締結される契約を双方の自由な交渉にゆだねるときには、上記のような格差から消費者の利益を不当に侵害する内容の契約が締結されるおそれがあるから、このような消費者の不利益の発生を防止し、消費者を保護する必要性が存在するというべきである。

- ・消費者契約法は、消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とすること等によって、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定されたものであり、上記のような消費者と事業者との間に存する格差に着目して、同法2条において、両者の間で締結される契約を広く同法の適用対象と定め、同法9条1号は、消費者契約の解除に伴って事業者が消費者に対し高額な損害賠償等を請求することによって、消費者が不当な出えんを強いられることを防止することを目的とするものであって、このような立法目的が正当性を有することは明らかである。
- ・更に同号の内容が、上記のような目的を達成するための手段として相当であるか否かについて考えると、同号は、損害賠償の予定等を定める条項をすべて無効とするのではなく、そのうち、解除される消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分を無効とすることにどまるのであり、このことからすれば、同号の規定が、上記のような立法目的達成のための手段として、必要性や合理性を欠くものであるとすることはできない。
- ・したがって、消費者契約法2条3項に規定する消費者契約を対象として損害賠償の予定等を定める条項の効力を制限する同法9条1号は、憲法29条に違反するものではない。以上は、前記大法廷判決の趣旨に徴して明らかである。論旨は採用することができない。

## 2. 最二小判平成23年7月15日民集65巻5号2269頁

- ・共同住宅の一室の賃貸借契約について更新料の支払いを約する条項が消費者契約法10条1項に違反しないとしたもの。
- ・消費者契約法10条が憲法29条1項に違反するものでないことは、最高裁平成12年14年2月13日大法廷判決・民集56巻2号331頁〔証券取引法〕の趣旨に徴して明らかである（最高裁平成18年11月27日第二小法廷判決・裁判集民事222号275頁〔消費者契約法9条1号〕参照）。論旨は採用することができない。

## 三、検討

### 1. 消費者保護を目的とする立法が事業者の営業の自由や契約自由の原則（財産権）を侵害するものとして違憲となりうるか

#### (1) 財産権保障の内容

- ①立法による内容形成とその限界
- ②立法により形成された法律に基づき、私人が取得した権利の保障
- ③財産価値の保障

#### (2) 先例

森林法違憲判決（最大判昭和62年4月22日民集41巻3号408頁）  
証券取引法事件判決

(3) 内容形成とベースライン

民法典の共有分割請求権と森林法による制限  
近代市民法における原則所有形態としての単独所有  
民法典と消費者法

(4) 必要性, 目的

「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差」 (消契法 1 条)

(5) 消費者保護を目的とする立法が違憲となりうるか

是正する構造的格差以上の手段を用いれば違憲となりうる  
「損害賠償の予定等を定める条項をすべて無効とする」?

(6) 審査基準

在外日本国民選挙権訴訟 (最大判平成 17 年 9 月 14 日民集 59 卷 7 号 2087 頁)

選挙権

北方ジャーナル事件 (最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁)

表現の自由

泉佐野市民会館事件 (最三小判平成 7 年 3 月 7 日民集 49 卷 3 号 687 頁)

集会の自由

薬事法違憲判決 (最大判昭和 50 年 4 月 30 日民集 29 卷 4 号 572 頁)

許可制・消極目的・距離制限・職業選択の自由

郵便法違憲判決 (最大判平成 14 年 9 月 11 日民集 56 卷 7 号 1439 頁)

公の賠償請求権

小売市場事件 (最大判昭和 47 年 11 月 22 日刑集 26 卷 9 号 586 頁)

積極目的・「著しく不合理であることの明白」

(7) 小売市場事件判決について

財産権について妥当するのか

消費者保護法は積極目的か

(8) 事業者の自由の根拠条文

22 条, 29 条, 13 条?

2. 消費者保護を目的とする立法を私人間効力の問題として議論することができるか

(1) 三菱樹脂事件 (最大判昭和 48 年 12 月 12 日民集 27 卷 11 号 1536 頁)

- ・もつとも, 私人間の関係においても, 相互の社会的力関係の相違から, 一方が他方に優越し, 事実上後者が前者の意思に服従せざるをえない場合があり, このような場合に私的自治の名の下に優位者の支配力を無制限に認めるときは, 劣位者の自由や平等を著しく侵害または制限することとなるおそれがあることは否み難いが, そのためにこのような場合に限り憲法の基本権保障規定の適用ないしは

類推適用を認めるべきであるとする見解もまた、採用することはできない。何となれば、右のような事実上の支配関係なるものは、その支配力の態様、程度、規模等においてさまざまであり、どのような場合にこれを国または公共団体の支配と同視すべきかの判定が困難であるばかりでなく、一方が権力の法的独占の上に立つて行なわれるものであるのに対し、他方はこのような裏付けないしは基礎を欠く単なる社会的事実としての力の優劣の関係にすぎず、その間に画然たる性質上の区別が存するからである。すなわち、私的支配関係においては、個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害またはそのおそれがあり、その態様、程度が社会的に許容しうる限度を超えるときは、これに対する立法措置によつてその是正を図ることが可能であるし、また、場合によつては、私的自治に対する一般的制限規定である民法 1 条、90 条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によつて、一面で私的自治の原則を尊重しながら、他面で社会的許容性の限度を超える侵害に対し基本的な自由や平等の利益を保護し、その間の適切な調整を図る方途も存するのである。

(2) 憲法学における私人間効力論の議論状況

- ・間接効力説が通説
- ・なぜ間接効力か
- ・保護義務論を巡る議論

(3) 消費者の契約の自由

- ・労働者の思想信条の自由
- ・自己決定権？
- ・積極的自由・自律
- ・「消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援」（消費者基本法 2 条）

**3. 私人間効力として事業者と消費者の利益衡量を行う場合、要素としてどのようなことが考えられるか**

- ・そしてこの場合、個人の基本的な自由や平等を極めて重要な法益として尊重すべきことは当然であるが、これを絶対視することも許されず、統治行動の場合と同一の基準や観念によつてこれを律することができないことは、論をまたないところである。（三菱樹脂事件。上の引用部分の続き）

(以上)